資料3

トラックGメンの活動について

第１５回鳥取県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

中国運輸局鳥取運輸支局
輸送・監査担当

令和６年２月２日

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について

国土交通省

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の概要（令和5年法律第62号）

【成立：令和５年６月１４日、公布・施行 ： 令和５年６月１６日】

改正の目的

令和６年４月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成３０年の議員立法において時限措置として、**「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設**（貨物自動車運送事業法附則第１条第１項）

一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、**労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば**

働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

改正の概要

荷主対策の深度化　トラック事業者の法令遵守に係る**国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等**の規定

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合 → **働きかけ**

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合 → **要　請**

要請してもなお改善されない場合 → **勧告・公表**

標準的な運賃　**運転者の労働条件を改善**し、**持続的に事業を運営**するための参考指標としての「**標準的な運賃**」制度（令和２年４月告示）　⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

時限措置から恒久的な制度へ

制度創設当時　時間外労働規制が適用される（令和6年3月）までの時限措置

▶

改正後　「当分の間」の措置

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

国土交通省

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月から**ドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用**されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ 令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置

※緊急増員80名（本省２名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）

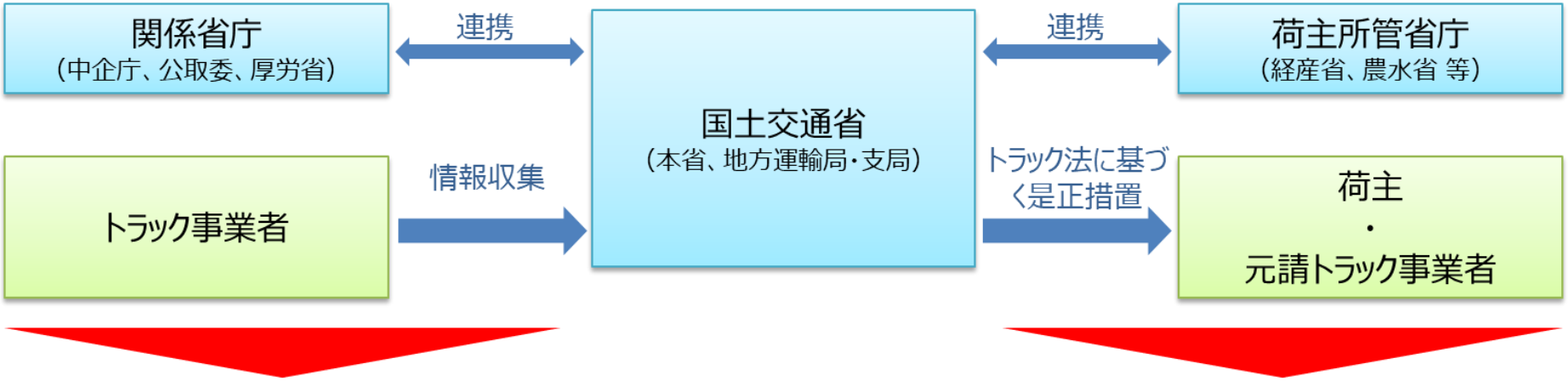

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型の情報収集**を開始し情報収集力を強化（2023年度～）	トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度の**執行力を強化**（2023年度～）

働きかけが行われるまで

国土交通省

貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」

違反原因行為の情報を入手

- ✓ 荷主都合による長時間の荷待ちで、拘束時間が守れない
- ✓ 契約にない附帯作業の強要　等

目安箱への投稿

Gメンによる調査

国土交通省にて情報確認

- ✓ 投稿情報等を整理の上、荷主に接触
- ✓ 関係省庁と情報共有
- ✓ ヒアリング準備　等

働きかけ文書発出

働きかけ文書発出＆ヒアリング

疑いのある荷主へ連絡

荷主の本社へ連絡

- ✓ 支店等への違反原因行為の事実確認
- ✓ 国への報告書作成
- ✓ 社内調整　等

ヒアリング実施

関係省庁も同席

- ✓ 働きかけ文書の手交
- ✓ 違反原因行為の事実確認
- ✓ 改善計画の作成、早急な取組の実施を指示
- ✓ その後のFUを伝達　等

- **「働きかけ文書発出とともにヒアリングを実施する場合は、主に以下の流れに沿って実施**
  - ➢ 長時間の荷待ち、運賃・料金の不当な据置き、過積載の指示等、違反原因行為の事実確認
  - ➢ 違反原因行為が事実の場合、早急の解消に向けた改善計画の作成・提出
  - ➢ 改善計画には、違反原因行為の解消に必要な期間を設定（改善期間：概ね3か月程度）
  - ➢ 取組の確実な実施を指示するとともに、進捗状況や改善効果等を定期的にヒアリングや提出データ等で確認し、フォローアップ（違反原因行為の解消が確認できるまで）
  - ➢ 当該荷主が扱う貨物を所掌する関係省庁（経産省、農水省等）と連携してヒアリングを実施

トラックＧメンによるプッシュ型情報収集

①電話聴取や訪問などによる、違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集

②違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール(現場の状況確認)

③各種フォローアップ調査

- 荷主の違反原因行為を投稿してきたトラック事業者へのフォローアップ調査
- 目安箱(国交省ＨＰ)に寄せられた投稿情報のフォローアップ調査
- 「働きかけ」や「要請」を実施済の荷主等について、再度同種の違反原因行為をしている疑いがある場合、情報提供元であるトラック事業者へのフォローアップ調査

パトロールの状況（荷主の拠点、本社事務所等）

国土交通省

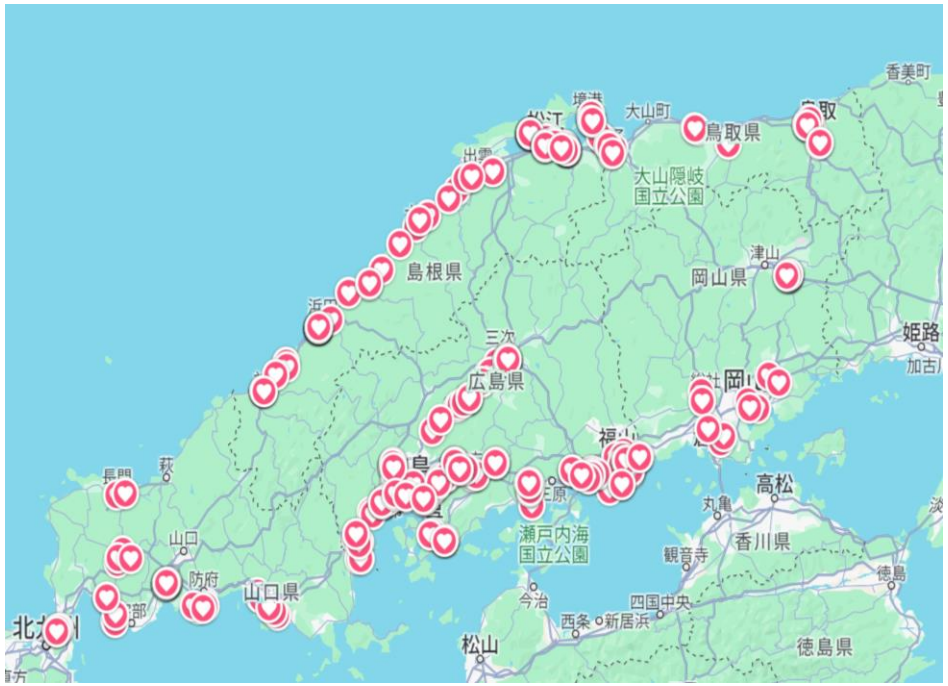

令和５年8月22日～12月26日の結果

パトロール先拠点数**658か所**

（内容）制度説明ペーパー手交の上以下を説明
- ●トラック物流2024年問題について
- ●違反原因行為　●トラックＧメンの業務
- ●働きかけ等制度　●標準的な運賃　等

事前に得た情報を元に、**改善すべき点**（違反原因行為）**を強調した説明も実施**。
また、トラック運送事業者の事業継続の為には適切な収入の確保が必要、そのため**運賃交渉には真摯に対応するよう依頼。**

中国運輸局では、パトロールを積極的に実施しています！

違反原因行為の情報の有無に関わりなく、荷主・元請け等の拠点・事務所を巡回し、広く情報の収集及び周知をしています。

具体的な説明内容（ポイント）

国土交通省

2024年問題について

●令和6年4月からトラック運転者の残業時間に上限が課せられ、貨物が一部運べなくなる恐れがある。

●また長期的な問題として、トラック運転者を職業として選択する人が若年層で減っており、年齢構成が高年齢化している。このままだとドライバー不足になり、トラックがあっても運べない状況になる。

違反原因行為について

●**トラック運転者を確保するには、働く環境を改善する必要がある。**荷主担当者の「ちょっと頼むよ」という悪気のない一言が無理を強いるだけでなく、違反行為の原因にもなり得る。注意して欲しい。

（例）「もうちょっと積めるでしょ」→過積載運行の原因に
「急いで運んでね」、「時間厳守で（無理な時間設定）」→スピード違反に
「ちょっと待ってて（日常的に長時間の待機に）」→過労運転に※
※待機中は心身が休まるわけでなく、休憩時間にはあたらない。

●悪質なものは事実確認、改善を求める「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象になる

●我々もパトロールを通じて荷主事業者の雰囲気や事業の様子を見させていただいている。

標準的な運賃について

●**トラック運転者を確保するには、一定の賃金水準を確保する必要もある。**また事業継続のためには車輌の更新等**再投資を継続する必要がある。**トラック事業の原資は運賃なので、国は標準的な運賃を策定し、運輸局もトラック事業者に対し、これを携えて荷主事業者に相談に行くようにと指示している。

●トラック事業者から運賃に関する相談があった場合には耳を傾けて欲しい。

オンライン説明会について

●中国運輸局では月1回オンライン説明会を開催し、詳細を説明しているので、是非ご参加いただきたい。

トラックGメンによる「集中監視月間」（令和5年11月・12月）の取組結果

国土交通省

- **「物流革新に向けた政策パッケージ」**（令和5年6月）に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置（令和5年7月）。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく**「働きかけ」**や**「要請」**を実施。
- **令和５年11月・12月**を**「集中監視月間」**と位置づけて取組を強化し、過去に要請を受けたにもかかわらず、**依然として違反原因行為**をしている疑いのある荷主等に対し、**初めての「勧告」（2件）**を実施（令和6年1月26日）したほか、**「働きかけ」「要請」による是正指導を徹底**。

トラックGメンの活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞

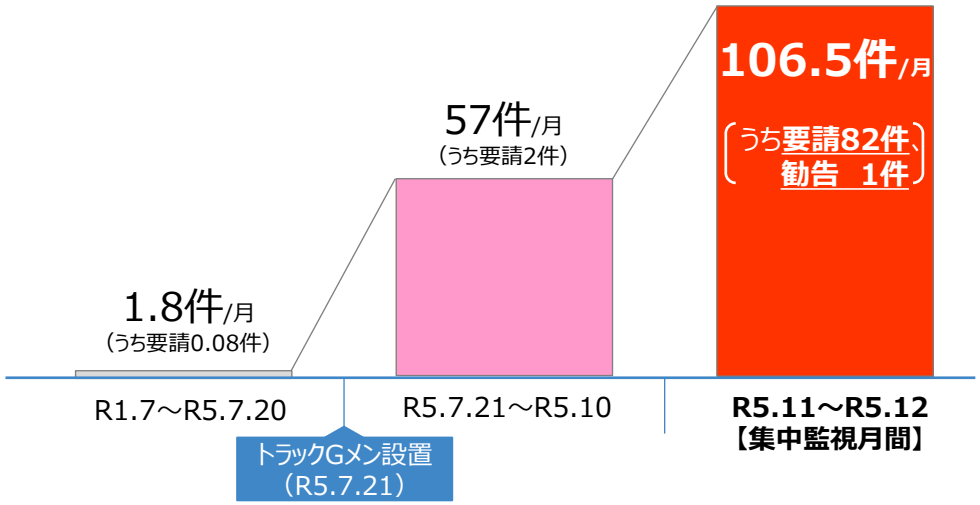

「集中監視月間」の取組

集中監視月間における実績

- **勧告：　2件【初】**（荷主1、元請1件）
- 要請：　164件（荷主82、元請77、その他5）
- 働きかけ：47件（荷主26、元請19、その他2）

⇒ 計213件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（62%）
- 運賃・料金の不当な据置き（14%）
- 契約になかった附帯業務（13%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運行の要求（3%）
- 異常気象時の運行指示（1%）

今般**「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等**については**フォローアップを継続**し、**改善が図られない場合**は**更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

「集中監視月間」働きかけ・要請・勧告実施件数

国土交通省

- 悪質な荷主や元請事業者等に対し、全国で**164件の「要請」及び47件の「働きかけ」を実施**し、違反原因行為の早急な是正を措置。
- さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、**依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた2者に対し、初となる「勧告」を発動**し、その旨を**「公表」**。

〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等の本社に対して実施

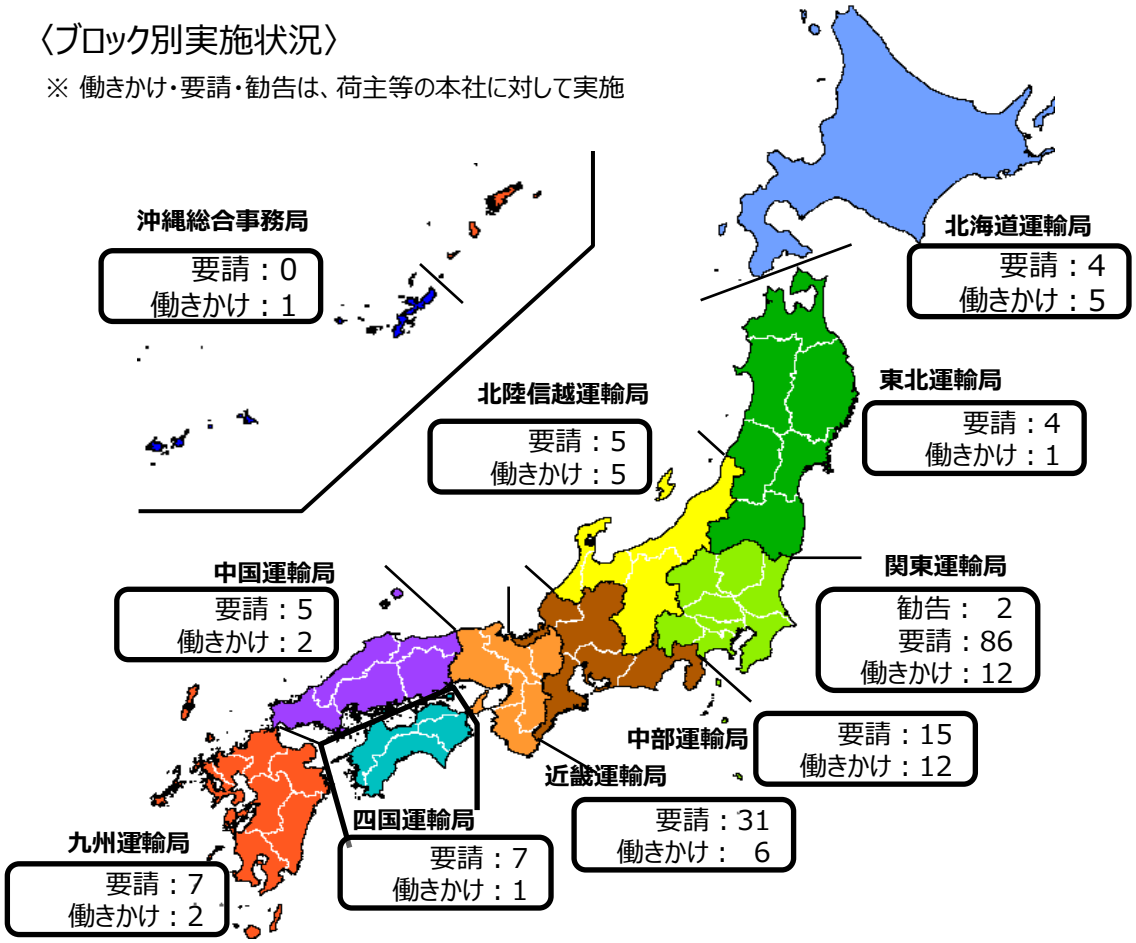

対応内容	荷主・元請数	内訳
勧告	2	荷主1・元請1
要請	164	荷主82・元請77・その他5
働きかけ	47	荷主26・元請19・その他2

「集中監視月間」の働きかけ・要請・勧告実施件数の違反原因行為内訳

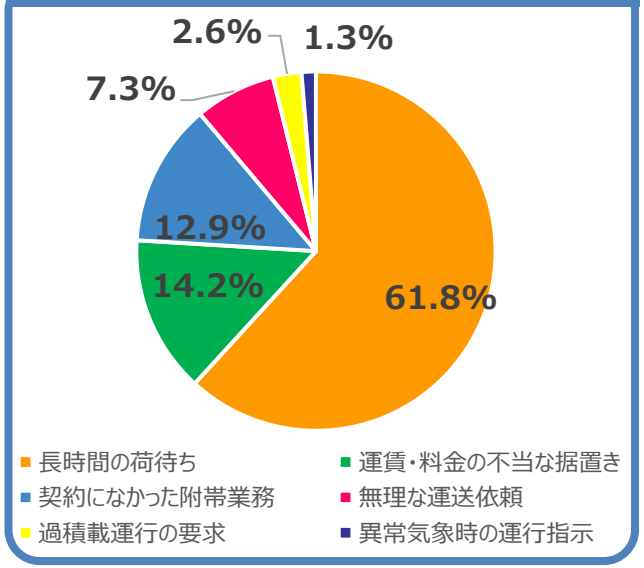

【その他】令和5年度の主な取組と今後の取組

国土交通省

令和5年度の主な取組

○再配達削減PR月間の実施

→来庁者向けにチラシの配布及び政府広報番組を放映。また地方自治体に対しても周知を依頼。

○合同要請の実施

→中国運輸局、中国経済産業局、広島労働局が合同で、荷主団体に対してトラック運送事業の取引環境適正化･労働環境改善について要請を実施。鳥取県内でも、鳥取労働局と合同で、荷主団体へ要請を実施。

○トラックGメンの発足

今後の取組

○標準的な運賃･標準運送約款の見直し

→令和6年1月以降、「標準的な運賃」については運輸審議会への諮問、「標準運送約款」についてはパブリックコメントを経て、改正。

○貨物軽自動車運送における事業適正化

→国土交通省にて貨物軽自動車運送事業適正化協議会を開催しており、新たな制度策定に向けて取組中。

○「物流革新に向けた政策パッケージ」に掲げた政策の実施

【参考】標準的な運賃・標準運送約款の見直し内容

国土交通省

- 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正等**、**③多様な運賃・料金設定等**の提言をとりまとめ（令和５年12月15日）

１．荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、**平均約８％の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費**を**120円**に変更し、**燃料サーチャージ**も**120円**を基準価格に設定【運賃】

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの**「積込料・取卸料」**を加算【運賃】

待機時間料		1,760円
積込料・取卸料	機械荷役の場合	2,180円
	手荷役の場合	2,100円

※金額はいずれも中型車（４tクラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計２時間を超えた場合は、**割増率５割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を収受**する旨を明記【約款】
- **「有料道路利用料」を個別に明記**するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

２．多重下請構造の是正等

＜「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等＞

- **「下請け手数料」**（運賃の**10%**を別に収受）**を設定**【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

＜契約条件の明確化＞

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面（運送申込書／引受書）を交付**することを明記【約款】

３．多様な運賃・料金設定等

＜「個建運賃」の設定等＞

- 共同輸配送等を念頭に、**「個建運賃」を設定**【運賃】

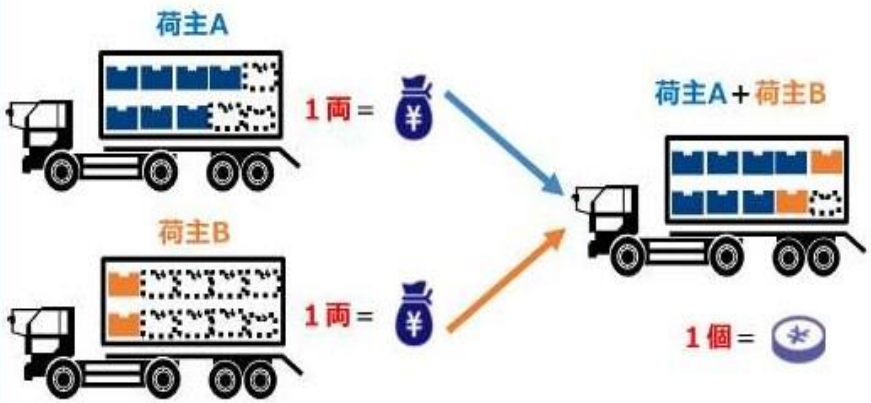

- リードタイムが短い運送の際の**「速達割増」**（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しない**ことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

＜その他＞

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等５車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期**、**金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

最後に

中国運輸局トラックGメンは、トラックドライバーの労働環境改善のため、今後も積極的に活動します！

引き続きご協力をお願いいたします。